

は、1973年39.6%、1978年39.9%とほぼ横ばいであるのに対して、疾病保険は同じ期間に、17.2%から19.3%へと上昇する。

病院診療費の増加がとくにいちじるしい——疾病保険支出は、1973-78年の5年間に90.9%ふえることになっているが、連邦政府の予測では、とくに病院診療費と歯科補てつ費の伸びがはげしく、5年間の伸びはそれぞれ136.4%、125.6%となっている。なかでも、病院診療費は金額的に目立ち、1973年には疾病保険支出総額の26.5%を占めているので影響は大きい。1978年にはこの割合が32.8%に達するものと予想されている。これらの2項目に比べると、医師診療費、歯科医師診療費の伸び率は低く、それぞれ56.9%、51.9%でこの期間のGNP伸び率58.9%を下回っている。

このような疾病保険支出のいちじるしい増加に対応して、疾病保険の拠出料率も引上げられることになり、事業主負担分を含めた割合は、1973年7月1月現在の平均9.16%（疾病金庫ごとに異なる料率が決められている）から1978年には11ないし11.5%になるものと予想されている。

児童手当と税制の統合は1975年から実施された——すでに本誌でも紹介されたとおり、所得税にかかる児童扶養控除制度と児童手当が統合され、第1子から児童手当の支給が行われることになった。そのため、児童手当制度の費用は、1973年の32億マルクから1978年には実に161億マルクへとふえるものと予想されている。しかし、これに対しては税制における児童扶養控除制度の廃止にともなう税収の増加が対応しているから、児童手当の費用増加だけを見ていたのでは正しい比較はできない。社会予算では、すでにのべたとおり、早くから社会給付と同じ性格をもつ租税減免措置を「間接給付」と称して計算のなかに含めており、今回のような制度改革の場合にはそれが役に立つのである。租税減免措置の総額は、1973年から1978年にかけて絶対額で増加する。すなわち、1973年に234億マルクであったのが、1978年には311億マルクへと77億マルク増加する。しかし、増加率は5年間で33.2%であり、GNPの58.9%、賃金俸給所得の64.7%、さらには

社会予算全体の70.6%に比べてはるかに低くなっており、1975年の制度改革の影響を認めることができる。

Johannes Brakel, "Sozialbudget 1974", Bundesarbeitsblatt, Jan. 1975, S. 10-29.

(保坂哲哉 社会保障研究所)

西ドイツ疾病保険の費用の動向

(西ドイツ)

西ドイツRheinland-Pfalz州の社会省に設けられたCDUの社会政策プロジェクトチームは、1974年9月、疾病保険の費用の将来推計値を発表した。これによると西ドイツにおける1978年の疾病保険の費用は約930億マルクに達し、平均保険料率は13.1%になると推計されている。

1960-73年の実績値として1978年の推計値は表に示すとおりであるが、プロジェクトチームの詳しい分析によるとつぎのとおりである。

1960年から1972年までの地区疾病金庫の支出増加のうち、12.4%は一般加入者および年金受給者の増加、17.4%は罹患率の増加、21.3%は診療報酬の値上げ、48.8%は1件当たり給付費の増加によるものである。したがって、これからもわかるように診療報酬の値上げが費用増加の主たる原因とはいえない。

表に示すとおり、1960-78年における医科診療費の増加率は約800%であるのに対して、入院費の増加率は約1700%で非常に高い。また、薬剤・治療用具費の増加率もかなり高い。こうした医療費の増加に伴い、将来保険料もきわめて高いものになると予測される。

なお、1972年7月に病院財政改革法(KHG)が制定され、連邦・州による公

的負担が病院の資本的費用について行われることになったが、これがすぐに入院費の増加の歯止めになるとはみられていない。

公的 疾病 保険 の 支出 の 推移 (単位:10億マルク)

費 目	1960年	1969年	1973年	1978年
入 院 費	1.6	5.1	11.3	28.6
医 科 診 療 費	1.9	4.8	8.8	16.3
薬 剤 ・ 治 療 用 具 費	1.3	4.5	8.4	18.0
歯 科 診 療 ・ 補 修 費	0.7	2.2	4.5	9.0
傷 病 手 当 金	2.7	4.3	3.9	6.4
疾 病 予 防 措 置 費	0.1	0.2	0.8	2.0
そ の 他 の 給 付 費	0.7	1.7	3.3	5.0
小 計	9.0	22.8	41.0	85.3
事 務 費	0.5	1.1	2.0	3.7
新 しい 措 置 お よ び 計 画 中 の 措 置 に 伴 う 費 用	-	-	-	4.2
計	9.5	23.9	43.0	93.2

(注) 新しい措置および計画中の措置に伴う費用とはリハビリテーション統一化法に基づく費用、予定されている埋葬金の引上げに伴う費用などである。

CDU-Analyse-für men?, Arbeit und Sozialpolitik,
Dezember 1974, S. 445 - 446.

(石本忠義 健保連)

国民経済計算と福祉の測定

Richard Stone (国 連)

国民経済計算体系(SNA)の統計に、家庭内の家事・教育サービスが含まれていないこと、政府の非市場的活動につき効果測定が行われていないこと、公害防止支出などの遺憾な必需品が含まれており、福祉的観点からは国内総生産の過大評価であることの三点は、SNAの福祉尺度としての適性を論ずる際の基本的疑問である。第18回国連統計委員会(1974年10月)は、SNAの計数が適切な経済福祉尺度で補完されるべきであることの立場から出発し、SNA及び社会・人口統計体系(SSDS)の発展に大きな貢献をしたProfessor Richard StoneによるSystem of National Accounts: Supplementing the National Accounts for Purposes of Welfare Measurementと題する資料を中心に検討を行なった。

同資料は福祉関連項目の適切な尺度を作るためにどのような情報が新たに必要か、既存の情報をどう組み合わせるべきか、又それは如何にして可能か等の問題を扱っている。特に必要な情報は入手できるか、そうであるとしてもそれは国民経済計算の計数の修正によるべきか、あるいは他の方法によるべきか、又最後に述べられる提案を実施する場合にどのような困難があり、どのような優先順位にすべきか等を論じている。

ストーンは国民経済計算の修正・拡張について今迄なされて来た提案を国民経済計算の基礎概念との関連で体系的に整理することが望ましいと考え、問題を生産、所得・消費・富の分布、社会・人口統計及び環境統計の順序で分析し、最後に結論及び勧告の形でまとめている。この最後の部分は、1. 国民経済計算及び同補完統計に含まるべき項目 2. 社会・人口統計ないし環境統計に含まるべき項目 3. 現状では実行不可能な項目 4. 更に研究が望まれる項目の四つに分